

# 入院費が高額となったときのために

～「限度額適用認定制度」「高額療養費助成制度」のご案内～

※月をさかのぼって限度額認定証を申請することはできませんので、お早めにお手続きください。

## 69歳以下の方

- 「限度額適用認定証」を事前に1階「中央受付3番 入退院窓口」へご提出いただければ、1か月の窓口支払額が下記の限度額までとなります。

適用区分		限度額		食事代 (1食あたり)
		3回目まで ※1	4回目以降 ※1	
ア	年収約1,160万円～	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円	460円
イ	年収約770万円 ～1,160万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円	
ウ	年収約370万円 ～770万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円	
エ	年収約370万円以下	57,600円	44,400円	210円 160円※2
オ	住民税非課税	35,400円	24,600円	

## 70歳以上の方

(平成30年8月から限度額が変更)

- 現役並みⅠ・Ⅱの方は「限度額適用認定証」を、住民税非課税等の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を、事前に1階「中央受付3番 入退院窓口」へご提出いただければ、1か月の窓口支払額が下記の限度額までとなります。

適用区分			限度額		食事代 (1食あたり)
			3回目まで ※1	4回目以降 ※1	
現役並み	Ⅲ	年収約1,160万円～	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円	460円
	Ⅱ	年収約770万円 ～1,160万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円	
	Ⅰ	年収約370万円 ～770万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円	
一般		年収約370万円以下	57,600円	44,400円	210円 160円※2
非課税等 住民税	Ⅱ	住民税非課税世帯	24,600円		
	Ⅰ	住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	15,000円		

※1 過去12か月以内での限度額該当回数

※2 過去12か月以内に90日を超えて入院しており、長期認定を受けた場合

※食事代、保険外料金(病衣、個室料金、診断書など)は別途費用をいただきます。

【限度額計算例】 60歳で月収35万円の方が、医療費60万円となった場合

$$80,100円 + (600,000円 - 267,000円) \times 1\% = 83,430円 + \text{食事代} + \text{保険外料金}$$

## 各認定証を申請するには

- (1) 申請窓口
- 国民健康保険、後期高齢者保険(住民税非課税)の方 → 市区町村役場
  - 全国健康保険協会の方 → 全国健康保険協会(協会けんぽ)
  - 上記以外の方 → 勤務先等の保険証担当部署
- (2) 持参する物
- 保険証、印鑑(代理人が申請する場合、代理人の身分証明書と印鑑も必要)

※ご不明な点は、「1階中央受付3番入退院窓口」へご相談ください。